

生駒市条例第1号

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月11日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例

(生駒市監査委員条例の一部改正)

第1条 生駒市監査委員条例（平成3年7月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和6年12月生駒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(生駒市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。